



リース会計基準見直しに必要な視点

2005年12月16日

株式会社 日本総合研究所 調査部

金融ビジネス調査グループ

<http://www.jri.co.jp/thinktank/research/>

※尚、本資料は、金融記者クラブ、経済産業記者会、財政研究会にて配布しております。

(会社概要)

株式会社 日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

名 称 : 株式会社 日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp>)

創 立 : 1969年2月20日

資本金 : 100億円

従業員 : 2,926名(平成17年3月末現在)

社 長 : 奥山 俊一

理事長 : 門脇 英晴

東京本社: 〒102-0082 東京都千代田区一番町16番 TEL 03-3288-4700(代)

大阪本社: 〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番8号 TEL 06-6534-5111(代)

本件に関する照会等は調査部 藤田・一方井 (Tel: 03-3288-5054・5053) 宛お願いいたします。

(Email: fujita.tetsuo@jri.co.jp・ikkatai.junko@jri.co.jp)

リース会計基準見直しに必要な視点

要旨

- ・ 企業会計基準委員会（ASBJ）は先般、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に売買処理と賃貸借処理との選択適用を認める規定は比較可能性の確保の妨げになるとして、「売買取引に準じた処理」をベースに検討する方向を示した。同委員会は今年度末を目標に結論を出したいとしている。
 - ・ この方針のもとでは、最悪の場合、わが国において、企業が設備投資を行う際、借入れ・購入に比べて様々なメリットを有する「ファイナンス・リース」（以下本稿ではリースと呼ぶ）の利用機会が失われる恐れがある。
 - ・ 今般のリース会計基準見直し論議において、以下の4つの問題点を指摘したい。
1. **わが国産業・企業への影響を考慮すべき**：今般の会計基準見直しにおいて、財務諸表の比較が容易になるメリットは、あるとしても極めて限定的である半面、企業の設備投資手段として定着しているリースが利用不可能になる結果、回復基調にある設備投資に打撃を与えかねない。会計表記の形式を優先するあまり、会計基準の変更がわが国経済に与える影響を十分考慮せずに行う議論には問題がある。
 2. **税務との一体解決を図るべき**：企業会計基準委員会は、リース会計基準見直しにあたって税務には関与しない姿勢をみせているが、税務との調整が図られないままでは、税務と会計が密接に結びついたリース・ビジネスの重要な存在基盤が損なわれ、わが国企業が、リースを利用した設備投資の機会を失うことに繋がろう。会計基準見直しにあたっては、現行の税務処理を前提とした会計と税務との一体解決の道を示すべきである。
 3. **わが国固有の解決を図るべき**：海外主要国では、中長期的理念としての「国際会計基準への収斂」の実現に向けて、「連単分離」などの措置によりリース取引に賃貸借処理を残し、リース存続の道を図るよう各国固有の対応をしている。わが国においてのみ、リースの賃貸借処理が廃止されるようなことになれば、わが国企業がリースという重要な設備調達手段を失い、わが国企業の国際競争力に大きな影響を与えよう。「国際会計基準への収斂」を視野に入れつつも、リース会計基準見直しにあたっては、各国の対応状況やわが国の実情を勘案し、国益を踏まえた議論をすべきである。
 4. **見直しの時期を慎重に見極めるべき**：わが国のリース会計基準は、EUにおける同等性評価にみられるように、国際会計基準との整合性の点で海外からみて問題とされていない。このように、わが国のリース会計基準の見直しを急ぐ必要がないばかりか、現時点での見直しは、将来の会計基準変更の二度手間をもたらす弊害をもたらしかねない。国際的な動向を踏まえ、見直し時期を慎重に見極めるべきである。

以上

リース会計基準見直しに必要な視点

1. はじめに

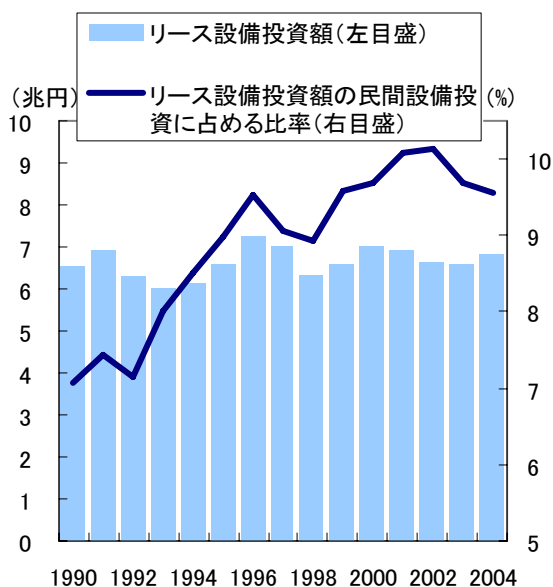
わが国の会計基準を策定する企業会計基準委員会（ASBJ）は、先般、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に売買処理と賃貸借処理との選択適用を認める規定は「国際的には例のない会計処理」であり、国際会計基準への収斂の妨げになるとして、「売買取引に準じた処理」（オンバランス処理）をベースに一本化する方向を示した。これを受けて、2003年以来中断していたリース会計専門委員会が本年12月7日に再開し、本年度末を目処に結論を出すことを目標としている。この方針のもとでは、最悪の場合、わが国において、企業が設備投資を行う際、借入れ・購入に比べて様々なメリットを有するファイナンス・リース¹（以下、リースと呼ぶ）の利用機会が失われる可能性がある。

すなわち、今般の会計基準変更で予想される影響は、単にリースのオンバランス処理という会計上の財務諸表の表記の変更にとどまらない。「確定決算主義²」を採るわが国では、会計上でリースの賃貸借処理が廃止された場合、税務上でも賃貸借処理が否定される懸念があり、これまでの会計上・税務上の賃貸借の扱いに根差したリースのメリットの大半が失われる結果、リースという取引形態が成り立たなくなる恐れがある。

リースは、①リース期間を柔軟に設定することにより、法定耐用年数に縛られず、技術革新に対応できる、②費用を平準化できるなどのメリットを背景に、民間設備投資のおよそ1割を占めるなど、わが国企業に欠かせない経営インフラとして定着している（図表1）。税務との調整なしに会計基準のみで見直しを推し進めれば、わが国企業がリースを利用した設備投資の機会を失うことで、設備の更新によって環境変化に柔軟に対応することが困難となり、ひいては、わが国の産業競争力を損なうことにも繋がる。

しかしながら、今般の会計基準見直し論議では、中長期的理念である「国際会計基準へ

（図表1）民間設備等に占めるリース比率



（資料）(社)日本リース事業協会（年度）

¹ ファイナンス・リースとは、会計上、①中途解約不能、かつ②フル・ペイアウト（リース資産のリスクと経済価値が実質的に借手に移転）のリース取引を指す。実質的に所有権が移転しないリース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）については、会計上、売買処理のほか、財務諸表における注記でオンバランス相当の情報を開示することを条件に賃貸借処理が認められ、現状、ほぼ全ての「所有権移転外ファイナンス・リース取引」が、賃貸借処理されている（参考資料参照）。

² 確定した決算に基づき課税所得を計算する。

の収斂」の実現に向けて、わが国のリース取引の実態を省みず、会計上の形式の整合性を採ることに終始しているように見受けられる。こうしたわが国産業への影響を踏まえない拙速なリース会計基準見直しは問題が大きい。以下では、今般の見直し論議における問題点を指摘したい。

2. 形式重視・実態軽視の見直しに問題はないか

今般のリース会計基準見直しは、リース（ファイナンス・リース）取引に対する売買処理と賃貸借処理との選択適用を廃止し、売買処理（オンバランス処理）に一本化することによって、わが国企業の財務諸表の国際的な「比較可能性」を保持しようとするものである。

しかしながら、第1に、現行基準においても、リース（ファイナンス・リース）取引の賃貸借処理には、オンバランス相当の情報を注記で開示することが条件となっており、「取得価額相当額」、「減価償却累計額相当額」などの詳細な情報が財務諸表に注記される。このため、情報開示は現行基準における注記で十分であり、現行基準のもとでも、わが国企業の財務諸表の比較可能性は確保されている（後述：EUにおける同等性評価の事例）。

第2に、オンバランス化により財務諸表に影響を受ける企業は極めて少数に限られる。仮に、リース取引をオンバランス化しても、わが国では中小企業による小型リースが中心であるなか、リース取引のオンバランス化による自己資本比率やROA（資産収益率）などの財務指標への影響は軽微である。企業会計基準委員会の試算によれば、調査対象企業 2,002 社のうち、リース取引の有形固定資産に対する割合が 20%未満である企業が 1,841 社（91.9%）と大半を占めるのに対し、有形固定資産の 100%超のリース取引を抱える企業は、僅か 21 社（1.0%）のみ（図表 2）。

その一方で、リースが設備調達手段として定着している実態を踏まえれば、今般の会計基準見直しが、わが国産業全体に与える影響は甚大である。すなわち、リースは、わが国企業にとって設備の陳腐化に対応するための重要なツールとなっており、今般のリース会計基準見直し

（図表 2）リース取引の有形固定資産に対する比率

対有形固定資産比率	企業数	構成比
～5 %	1,220 社	60.9 %
5～10	410	20.5
10～20	211	10.5
20～30	65	3.2
30～40	32	1.6
40～50	19	0.9
50～60	5	0.2
60～70	5	0.2
70～80	6	0.3
80～90	4	0.2
90～100	4	0.2
100～	21	1.0
計	2,002 社	100 %

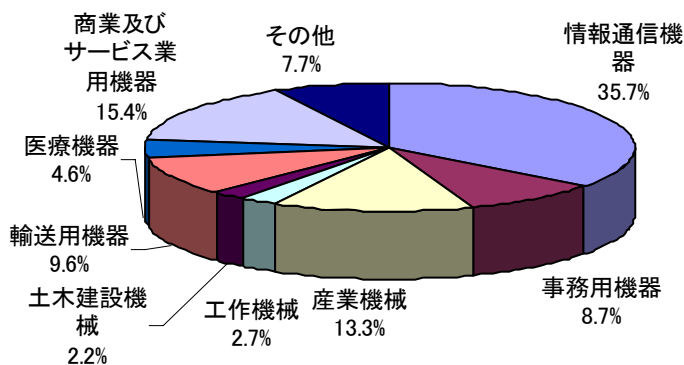
- （注）1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引期末残高相当額。
 2. 期末残高相当額100万円以下の会社は上記に含まれていない。
 3. 銀行、保険会社については、動産不動産の金額を、有形固定資産及び固定資産の金額としている。
 4. 平成13年4月期～14年3月期の連結財務諸表。

（資料）企業会計基準委員会中間報告（平成16年3月24日）

によってリース利用の機会が失われることは、わが国企業が技術革新に柔軟に対応する 1 つの手段を失うことになる。

わが国におけるリースの利用状況をみると、リースによる設備調達が民間設備投資の約 1 割、中小企業では約 15% を占めており、「一度に多額の資金を必要としない」というメリットを背景に、中小企業がリースを積極的に活用していることがわかる。一方、機種別にみると、情報通信機器 (35.7%)、産業機器 (13.3%) などが多い (図表 3)。通信機器やコンピューター、半導体製造装置といった技術革新が著しい分野において、わが国企業が、「経済耐用年数に合わせ柔軟に対応できる」というリースのメリットを活かし、更新投資を行っていることが窺える。

(図表 3) リース取扱高の機種別割合 (2004 年度)



(資料) (社)日本リース事業協会

リースを利用した耐用年数の柔軟化の例として、「ルーター³」をみてみよう。ルーターは、企業の情報ネットワークの構築に欠かせない機器として普及している。近年、通信技術の革新に伴い性能の向上が著しいなか、法定耐用年数が 10 年で固定化されており、法律に従って減価償却していけば、ブロードバンド等の新技術の活用は困難になる。技術の進歩に応じて法定耐用年数を見直すことも一法であるが、現実問題として、全品目についてフォローするのは不可能である。こうしたなか、ルーターを利用する企業のうち半数以上がリース・レンタルで調達しており、実際の設備更新期間は 5 年余りと、法定耐用年数の 2 分の 1 の期間での更新投資が一般的となっている (情報通信ネットワーク産業協会調べ)。

このように、今般の会計基準見直しにおいて財務諸表の比較が容易になるメリットはあるとしても極めて限定的である (強いていえば、財務諸表の評価の際、注記情報を加味するための計算が省けるといったもの) が、その反面、企業の設備調達手段として定着しているリースが利用不可能になる結果、回復基調にある設備投資に打撃を与えかねない。このように、会計基準の変更がわが国産業全体に与える影響は無視できない大きさであり、予想されるマクロ経済への悪影響を無視して、形式を重視して会計基準のみを議論することは問題が大きいといえよう。

³ ネットワーク上のデータを他のネットワークに中継する機器。

3. 会計基準見直しにあたっては税務との一体解決を図るべき

企業会計基準委員会は、今般の見直しにあたって、会計指針が税務に先行すべきであり、税務には関与しないというスタンスをみせている。しかし、リースにおいては、会計だけではなく税務上の規定が重要な意味を持つ⁴。すなわち、わが国では、1993年に初めてリース会計基準が導入されるまで、税務通達が、事実上の実務指針として、リース取引に賃貸借処理を規定していた。こうした税務通達に従い、設備投資促進税制にも後押しされる形で、リースは、わが国企業の設備調達手段として定着している（図表4）。

（図表4）リース関連諸制度の年表

	主な出来事
1952年	世界初のリース会社(U.S.リーシング社)が米国で誕生。
1963年	日本初のリース会社(リース・インターナショナル設立・現在のGEキャピタルリーシング)が誕生。
1967年	制度リース ^(注1) が創設される。
1971年	(社)リース事業協会設立。
1973年	「機械類リース信用保険制度」 ^(注2) が創設される。
1978年	国税庁、リース取引に関する通達(1978年通達)を発表。
1984年	「中小企業新技術体化投資促進税制」の創設 ^(注3) 。
1987年	「中小企業等基盤強化税制」 ^(注4) の創設。
1988年	国税庁、リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引について規制する新しい通達(1988年通達)を発表。
1993年	「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(リース会計基準)が企業会計審議会より公表。
1994年	「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(リース実務指針)が公認会計士協会より公表。
1998年	リース取引の税務取扱いが、法人税法施行令に新たに規定。 (⇒1978年通達、1988年通達廃止)

- (注)1. 企業の合理化、近代化の促進に役立つ特定設備・機器のリースを行うリース会社に対して、購入資金の一部を長期信用銀行から融資が受けられる制度(商店設備リース、国民生活関連機器リース、新機械・機器普及促進リース等)。
2. 中小企業の設備の近代化と機械工業の振興を図ることを目的に、機械類のリース契約による取引に伴う信用上のリスクを国がカバーする(事故金額の50%を補填)制度。
3. 投資減税のリースへの適用が認められた。同制度は1986年度をもって終了。
4. コンピュータなど対象設備を企業が自主取得もしくはリース契約により賃貸を受けた場合に税制上の恩典(税額控除7%か特別償却30%の選択)が受けられる制度。

(資料)宮川公男著「リース」、宮内義彦著「リースの知識」、井上雅彦著「リースの法律・会計・税務」を基に日本総合研究所作成。

仮に、税務との調整がつかないまま、会計基準において賃貸借処理が廃止された場合、以下の影響が予想される。

- ① 確定した決算に基づき課税所得を計算するという「確定決算主義」のもと、会計だけでなく、税務においてもリース取引の賃貸借処理が否定され、支払リース料の損金算入が

⁴ 所謂「逆基準性」の問題。確定決算主義のもと、税務処理の内容が、逆に会計処理を限定するというものの。

認められない恐れがある。その場合、ユーザー側に、1) 物件の所有者としての固定資産税の申告・納付の義務が生じる、2) リース資産の減価償却費の取扱いが必要となる、3) 固定資産台帳での管理や物件廃棄の必要が発生する、などの影響が予想されるが、これでは自己所有と事実上同様の扱いであり、リース自体が、ビジネスとして成り立たなくなる。

- ② 一方、仮に税務上で賃貸借処理が認められても、会計と税務処理の不一致により、「申告調整」が必要となる。

その結果、「事務の簡素化」というリースの重要なメリットの1つが「事務の二度手間」というデメリットに変わるため、リースの重要な存在基盤の1つが損なわれ、わが国企業がリースを利用した設備調達の手機を失う恐れがある。

このように、税務との調整の行方が不透明なままでは、リースのユーザーである一般企業にとっても、設備投資計画の見通しが立たないといった多大な不安を与えることになる。会計・税務の取り扱いが大きな意味を持つリースに関しては、会計基準のみでの見直しの代償は大きく、現行税制を前提に、会計と税務の一体解決の道筋を示すべきである。

4. 国際基準を国内基準にも一律導入すべきか

国際会計基準との比較可能性に端を発した今般の見直し論議では、リース(ファイナンス・リース)取引の賃貸借処理という「国際的には例のない会計処理⁵⁾」は廃止すべきであり、それに伴う弊害は致し方ないとの主張もある。しかしながら、一定以上の資本市場規模のある海外諸国をみると、国際会計基準を全面的に採用し、自国固有の会計基準と入れ替えることはほとんどなく、各国の国内法である商法・税法と国際基準との線引きを図るのが一般的であり、リース取引には事実上、賃貸借処理を認めて各国固有の対応をしている(図表5)。

① EU: 国際会計基準は個別決算に適用しないのが通例

EUでは、2005年より、上場企業に連結財務諸表への国際会計基準の適用が義務付けられたものの、各国の税法・商法との兼ね合いから、個別財務諸表への適用は、EU各国の判断に委ねられている。こうしたなか、国際会計基準を個別財務諸表にまで強制する国はギリシャ、ポルトガルなどごく少数にとどまる。

② ドイツ、フランス: 連単分離によりリース取引の賃貸借処理を認める

とりわけ、わが国と同様「確定決算主義」のドイツ、フランスは、国際会計基準の

⁵⁾ (財)財務会計基準機構「第1回テーマ協議会提言書」より引用。

適用を連結決算までとする「連単分離」により、個別財務諸表においてリース取引の賃貸借処理が認められ、税務上でも賃貸借性が許容されている。

③ アメリカ、イギリスは確定決算主義ではない

アメリカ、イギリスは、確定決算主義を採らず、会計・税務の二元基準を採用する。税務上と会計上の記載を一致させる必要がなく、税務上での賃貸借処理が可能。

(図表5) 主要国における
リース(注3)の会計・税務

	連結決算	単体決算	税務
米国	売買取理		数値基準(注1)を満たせば賃貸借処理
ドイツ	売買取理 (国際会計基準を適用)	数値基準(注2)を満たせば賃貸借処理	
フランス	売買取理 (国際会計基準を適用)	賃貸借処理	
日本	国際会計基準に準じて売買取理に一本化？		

- (注) 1. ①賃貸人によるリース資産への投資割合が20%以下、
②リース期間が見積耐用年数の80%以上、
③リース終了時の残存価値が取得原価の20%以下、
の何れかの場合等に売買取理となる。
2. リース期間が資産の法定耐用年数の40%以上90%以下。
3. 所有権移転外ファイナンス・リース。

(資料) 経済産業省「企業会計研究会中間報告書」他を基に
日本総合研究所作成。

翻ってわが国では、国際会計基準への収斂が半ば神聖視されるもと、このままではリース取引の賃貸借性が会計・税務両面で否定され、わが国においてのみ、リースが利用できなくなる恐れがある。その結果、わが国企業がリースという設備陳腐化に弾力的に対応できる手段を失い、ひいてはわが国企業の国際競争力の低下に繋がろう。

以上を踏まえれば、中長期的理念としての「国際会計基準への収斂」は視野に入れつつも、リース会計基準の見直しにあたっては、それに伴うわが国産業・企業に与える影響を踏まえたうえ、国益を損なわない措置を採る必要がある。少なくとも、国内法によるべき税務までもが国際会計基準に左右される必要はない。

5. 早急な見直しの必要性はあるのか

リース(ファイナンス・リース)取引に賃貸借処理を認める規定は、1993年にわが国にリース会計基準が導入された当初より、会計学者・会計専門家を中心に、わが国会計基準の「後進性の象徴」として問題視されてきた。こうしたもと、企業会計基準委員会は、2001年の第1回テーマ協議会において国際会計基準への収斂の妨げになるとして「所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理」の見直しが「短期的なテーマ」に掲げられたことを受け、4年余りにわたって審議を続けてきた経緯がある。

ところが、現時点では、海外からみれば、国際会計基準との整合性の観点において、わ

が国のリース会計基準は問題とされていない状況である。すなわち、2005年7月に公表されたEUにおけるわが国の会計基準と国際会計基準（IAS）との同等性評価についての「技術的助言⁶」によると、わが国のリース会計基準は注記にて十分情報開示がなされているとして、国際会計基準との調整が必要となる26の改善項目から除外された（図表6）。

（図表6）EUにおけるわが国のリース会計基準に対する同等性評価の概要

- ・ 合理的に理解力のある投資家にとっては、会計基準が異なれば、リース取引の分類も異なることは、十分に認識できるはず。
- ・ 日本の会計基準で、(売買取理と賃貸借処理の)違いを調整するための情報が注記されていることも踏まえてみれば、日本のリース会計基準が、国際会計基準と大きく相違するとは判断されない。



重大な相違なし。

（資料）CESR（欧州証券規制当局委員会）

会計が、根本から変わる可能性は否定できない。こうしたなか、わが国において小手先だけの見直しを急げば、将来における更なる会計基準変更の二度手間をもたらす結果に繋がりがねない。

こうしてみると、現時点でのわが国のリース会計基準の見直しは、国際会計基準との整合性の観点からみてその必要性が乏しいばかりか、リース会計に関する国際会計基準自体が将来変更される可能性を踏まえれば、単に会計基準変更の二度手間をもたらす弊害をもたらしかねない。国際的な動向を踏まえ、見直しの時期を慎重に見極めるべきである。

また、わが国が収斂を急ぐ国際会計基準においても、現在、リース会計の見直しが検討されている。すなわち、国際会計基準審議会（IASB）は、米国における数値基準を悪用したファイナンス・リース取引のオンバランス回避行動という弊害⁷等を憂慮し、「使用権」という新しい概念の導入を検討している。これは、リース契約上の権利・義務から発生する資産・負債を認識しようとするものであり、将来、国際会計基準のリース

⁶ EUでは、2007年1月以降、EU域内で資金調達を行う外国企業に、IAS（国際会計基準）又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることを決定し、欧州委員会（EC）は、2005年末又は2006年初めまでに、日・米・加の各会計基準についてIASとの同等性評価を下す。これに伴い、ECは、2004年6月にEU加盟国の証券規制当局で構成されるCESR（欧州証券規制当局委員会）に同等性評価の検討を指示した。これに応え、CESRが2005年7月5日に、ECに対して技術的助言を出したもの。

⁷ 米国では、厳格な数値基準によるオンバランス化の要件が、企業にとっては事実上、オフバランス化のガイドラインとして用いられており、取引実態がファイナンス・リースであるにもかかわらず、会計上でオフバランス処理が可能なオペレーティング・リースとして計上するといった「オンバランス回避行動」がみられる。

6. リース会計基準見直しに必要な視点

今般のリース会計見直しは、現行基準において、リース（ファイナンス・リース）取引を賃貸借処理する場合に既に詳細に開示されており他の国よりもはるかに透明性の高い注記情報を、ただ単に、財務諸表本体への計上（オンバランス処理）に変えようとするだけのものである（図表7）。しかしながら、こうした会計形式上の変更が、賃貸借性に根差したリース取引実態、ひいては、リースを重要な設備調達ツールとしているわが国の企業活動にいかんにか甚大な影響をもたらすかは、これまでみてきた通りである。以上の議論を踏まえ、リース会計基準見直しに際し、次の4点を提起したい。

（1） わが国産業・企業への影響を考慮すべき

財務諸表の表記形式を整えようとしてリース取引をオンバランス化した結果、リースの賃貸借処理が認められず、わが国企業が、「経済耐用年数に柔軟に対応できる」というリースのメリットを活かし設備陳腐化に弾力的に対応する力を失うデメリットは極めて大きい。会計表記の形式に過度に拘り、会計基準変更によって予想されるわが国産業・企業への悪影響を無視した議論には問題が大きい。

（2） 税務との一体解決を図るべき

税務との調整が図られないままでは、ユーザー側での固定資産税の申告・納付や「申告調整」の必要が生じ、「事務の簡素化」というリース利用のメリットが失われる恐れがある。その結果、リースの重要な存在基盤の1つが損なわれ、わが国企業がリースを利用した設備投資の機会を失うことにも繋がろう。企業会計基準委員会は税務には関与しない姿勢をみせているが、このままでは、リースを利用した設備投資の道筋が立たず、リースのユーザーである一般企業に多大な不安を与えることになる。会計基準見直しにあたっては、現行税制を前提に、会計と税務との一体解決の道筋を示すべきである。

（3） わが国固有の解決を図るべき

海外主要国では、国際会計基準との収斂に際し、①ドイツ、フランスのように「連単分離」を認める、あるいは②アメリカ、イギリスのように会計と税務上でリースに異なる取扱いを認める、などによりリース取引に賃貸借処理を残し、リース存続の道を図るよう、各国固有の対応をしている。わが国においてのみ、国際会計基準を半ば神聖視するもと、リース取引の賃貸借処理が会計・税務両面で否定されるようなことになれば、リースを利用した設備投資の道が閉ざされ、わが国企業の国際競争力に甚大な影響を与えよう。中長期的理念としての「国際会計基準との収斂」を視野に入れつつも、リース会計基準見直しにあたっては、国益を踏まえた議論を

すべきである。

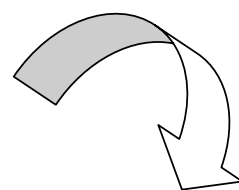
(4) 見直しの時期を慎重に見極めるべき

先般の EU におけるわが国会計基準と国際会計基準の同等性評価では、わが国のリース会計基準は、注記にて十分な情報開示がされているとして、国際会計基準との整合性において全く問題とされていない。また、国際会計基準においてもリース会計の見直しが検討されている最中であり、将来、国際会計基準のリース会計が根本から変わる可能性がある。こうした最中に、わが国がリース会計基準の見直しを急ぐ必要性は乏しいばかりか、現時点での見直しは、将来における国際会計基準が変更された際の二度手間をもたらすことに繋がる。国際的な動向を踏まえ、わが国における見直し時期を慎重に見極める必要がある。

(図表7) リース会計基準見直しによる財務諸表への影響

現行基準：注記にて、詳細なオンバランス情報を開示

a リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額				
	機械及び装置	工具器具備品	その他	合計
取得価額相当額	×××	×××	×××	×××
減価償却累計額相当額	×××	×××	×××	×××
期末残高相当額	×××	×××	×××	×××
b 未経過リース料期末残高相当額				
	1年以内	1年超		合計
未経過リース料期末残高相当額	×××	×××		×××
c 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				
支払リース料	×××			
減価償却費相当額	×××			
支払利息相当額	×××			
d 減価償却費相当額の算定方法				
減価償却費相当額の算定方法は定額法によっている。				
e 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース資産の取得価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は利息法によっている。				



オンバランス処理？

貸借対照表	
資産の部	負債及び資本の部
機械装置等 ×××	リース債務 ×××

(資料) 井上雅彦著「キーワードでわかるリースの法律・会計・税務」、(社)リース事業協会を基に日本総合研究所作成。

以上

(参考資料) リース取引の概要

1. リースとは

リースとは一般的に、ユーザーが選定した物件をリース会社が取得し、ユーザーに比較的長期に亘り賃貸借する取引を指す。従って、リース取引にはユーザー、サプライヤー、リース会社の3者が関わり、その対象は、各種製造機械、事務機器、コンピューター、自動販売機、建設機械、自動車、航空機など、多岐に亘る。

レンタルと異なる点としては、①汎用性の高い製品を対象とするレンタルと比べ、リースはユーザー仕様の設備機械が大半を占める、②レンタルでは不特定多数のユーザーに複数回賃貸することを前提にレンタル料が設定されるが、リースではリース期間中にリース物件の取得価格とその他諸費用を回収できるようリース料が設定される、③レンタルでは比較的短期間のレンタル期間でユーザーに解約権も付与されることも多いが、リースでは、比較的長期のリース期間中の解約が事実上禁止されている、などが挙げられる。

機械設備におけるファイナンス・リースとレンタルの違い

	ファイナンス・リース	レンタル
目的	新規機械・設備の導入	一時的な使用
対象物件	主として企業用機械設備。 ユーザー指定の物件を、ユーザー指定のサプライヤーからリース会社が新たに取得する。	企業用機械設備、耐久消費財。 汎用機種に限定される。
契約期間	比較的長期。税務上賃貸借処理できるリース期間は、耐用年数の70%～120%であり、この期間内で、ユーザーが希望するリース期間を設定。	期間は原則として拘束しない。リースに比べて短期のものが多い。
料金	ユーザー指定で新たに取得した物権を対象とするため、リース料は、そのユーザーとのリース契約期間中に物件代金その他の費用が全額回収できるよう設定。	不特定多数のユーザーを対象に、複数回賃貸することを前提に、投下した資金と諸費用を回収できるようにレンタル料を設定。
解約	中途解約はできない。解約する場合は、残リース料又は残リース料相当の違約金を支払う。	通常、賃借人が解約権を有する(ただし、土地など長期に亘る契約には、解約禁止期間、解約予告期間を定める場合がある)。

(資料)宮内義彦「リースの知識」他を基に日本総合研究所作成。

2. リース会計基準の概要

(1) 会計上の分類：ファイナンス・リースとオペレーティング・リース

リース取引は、会計上、ファイナンス・リースとそれ以外のオペレーティング・リースに分類される。一般的にリースと呼ばれる取引は、「ファイナンス・リース」を指している。

- ① ファイナンス・リース：実質的にリース期間中の契約解除が禁止されており（「中途解約不能」）、かつ、リース料総額がリース物件の取得価額及び金利や税金等の諸費用の概ね全部を回収する（「フル・ペイアウト」）リース取引をいう。
- ② オペレーティング・リース取引：ファイナンス・リース以外のリース取引。

(2) ファイナンス・リースの判定基準

以下の5要件の何れかに該当するリース取引はファイナンス・リース取引と判定される。

- ① 「所有権移転リース」: リース期間終了後またはリース期間の中途にて、リース物件の所有権が借手に移転。
- ② 「割安購入選択権付リース」: リース期間中または終了後、著しく有利な価額でリース物件を買い取る権利が借手に付され、その行使が確実なリース取引。
- ③ 「特別仕様物件のリース」: リース物件が、借手の特別仕様により製作され、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引。
- ④ 解約不能リース期間中のリース料総額の現在価値が、借り手がリース物件を現金で購入すると仮定した場合の合理的な見積金額の概ね90%以上。
- ⑤ 解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上。

そのうち、①～③の何れかの基準を満たすリースは、所有権が借手に移転するとして「所有権移転ファイナンス・リース」に分類される一方で、それ以外のリースのうち、④、⑤の何れかを満たすリースが「所有権移転外ファイナンス・リース」に分類される。

(3) リース取引の会計処理

「所有権移転ファイナンス・リース」には売買処理が強制されるが、「所有権移転外ファイナンス・リース」には、売買処理と賃貸借処理の選択適用が認められる。わが国では、ほぼ全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引が賃貸借処理されている。

賃貸借処理を選択した場合には、借手が、毎期の支払リース料を費用として処理する一方、貸手は、リース資産を貸借対照表に計上して減価償却費を費用処理し、受取リース料を収益として認識する。この場合、借手・貸手双方に、①リース資産情報(資産の種類別)、②リース負債情報(未経過リース期間が1年以内・1年超に区分)、③損益情報、④減価償却費及び利息相当額の算定方法、を財務諸表にて注記する必要がある。

一方、オペレーティング・リースには賃貸借処理が強制されるが、そのうち、中途解約不能のオペレーティング・リースには、未経過リース料に関する注記が必要となる。

会計上のリース取引

	ファイナンス・リース		オペレーティング・リース		
判定基準	下記の何れか			ファイナンス・リース以外のもの	
	所有権移転 ファイナンス・リース	所有権移転外 ファイナンス・リース		解約不能 オペレーティング・リース	解約可能 オペレーティング・リース
判定基準	解約不能で、かつ ①所有権移転条項付 ②割安購入選択権付 ③特別仕様物件 の何れかに該当。	④解約不能リース期間中のリース料総額の現在価値が見積現金購入価額の概ね90%以上 ⑤解約不能リース期間が経済耐用年数の概ね75%以上の何れかに該当。		中途解約不能	中途解約可能
会計処理	売買処理 (強制)	売買処理 (選択)	賃貸借処理 (選択)	賃貸借処理 (強制)	賃貸借処理 (強制)
借手の注記	不要	不要	要	要	不要

(資料)リース実務指針(平成6年1月)等を基に日本総合研究所作成。